

**<事前質問への回答>**

Broken Rainbow - Japan 岡田実穂

○2017年の改正で性別規定が撤廃されたことで、司法で取り扱われやすくなった  
でしょうか？

扱われやすくなったとは言えないと考えています。起訴件数に男性も少なからず入ってきていること、社会の中で強制性交等罪の認知が広がってきてつつある中で、警察等も広報等で「女性だけではなく」ということを多少触れるようになり、自らの被害を被害と認識し声を上げる人が増えてきてつつあるとは言えると思いますが、そもそも、「**性別規定が撤廃**」はされておらず、**男性器の介入が構成要素として必須**であり、「男性」が被害にあうことが一部認められたという状態ですので、「取り扱われやすい」とは言えないのが現状かと思います。

また、こうした中で適切な取り扱いを期待して警察、司法に訴えることを決めた当事者たちを、差別や偏見の元に追い返したり嘲笑的に対応する、という事案は引き続き散見され、法の規定が変わったからこそ、より当事者たちを苦しめているという現状もあります。

○男性の性暴力被害において、捜査されない・起訴されない理由としてどのようなものが多いのか、わかる範囲でお伺いできればと思います。

何を合意とみなすのか、という点において、「**加害者とされる人よりも体力があるだろう**」「**社会的に地位が高いはず**」という、暴力被害の現実を知らない**捜査機関や相談機関の方からの「それは被害とは言えない」という当事者への圧力**があるかと思います。「男性として恥ずかしいことでしょうし」ということを言われた、というケースもありましたし、そもそも被害者が被害を訴えるという社会的な土台ができていないと考えています。

○セクシュアルマイノリティであるがゆえに、捜査されない・起訴されない理由としてどのようなものが多いのか、わかる範囲でお伺いできればと思います。

同性間である場合「友達同士、仲直りをしたらいいのでは」というような**被害を矮小化した捜査機関からの発言**や、関係性を説明する際に自らのアイデンティティを伝えなければいけない、そしてそのことへの**偏見をぶつけられる中で当事者自身が諦める**、ということもあります。また、LGBTIQコミュニティによくあることとしては**出会い系アプリやSNSなどを利用して当事者間で知り合う**ということがありま

すが（必ずしも性的目的のみとは限りません）、そうした中で「それは同意があったと同じこと」「訴えても起訴はされない」などと帰されてしまうということも散見されています。

「相談をする」という段階から、「**いわゆる女性の被害ではない**」ということに**対する社会の側のスティグマが根強く**ある状況下において、あらゆる局面で当事者たちが自らのありようについて、被害のありようについて、不必要な疑問に晒され、その中で差別や偏見をぶつけられているという状況、もしくはその状況を不安視して声を上げることができないというのは、一つの現状と捉えております。

○私の限られた経験になるのですがトランスジェンダーの方が性被害を受けた時に、トランス男性が男性から被害を受ける、トランス女性が女性から被害を受ける場合が、最も司法職員や支援職から理解を得られにくく、捜査や支援にもつながりにくいと感じています。先生の調査やご見識をお聞かせください。

ご提示いただいたケースが最も捜査や支援に繋がりにくいということについては、私どもの経験や他の調査等とは特に合致していませんが、その全てが概ね「**男性の被害者**」というラベルを貼られたものとして出てきているのではないかと感じました。

いただいたご質問こそ、強制性交等罪としての改正が「**性差を撤廃した**」と言うミスリードの裏付けではないでしょうか。

基本的に、性別違和のない男性から性別違和のない女性への男性器が介入する被害というものの以外の被害については、捜査や支援に繋がりにくいのが現状と捉えるのがより正確かと思えます。

○また上記の問題が広くあり、解決を求められるとしたら、司法職員、支援職に研修が必要と思いますが、研修のみで改善できるでしょうか？別途法律の規定などが必要かお伺いできればと思います。

「研修」というのが何を指すのが重要です。「LGBTとは」という単発の基礎講座を実施したり、「当事者の話を聞く」というような形で一事例を聞く、というような現状比較的实施されやすくなった研修内容では、相談支援や捜査、司法に関して適切な対応が出来るようにはならないでしょう。

より具体的に、LGBTIQAコミュニティの実情や、被害の実情、当事者たちの被害後の状況、声の上げにくさの現実、差別というものがどのように起こり、それらが当事者に及ぼす影響は何かなど、**学ぶべきことは沢山あり、それらをプログラム化していくことである程度、一定のスキルを身につけていくことは可能**であると思えます。

法律の規定としては、まず**性器規定を撤廃**すること、**手指器具挿入を加える**こと、**暴行脅迫の要件にヘイトクライムを加える**こと、**IPV (Intimate Partner Violence : 親密な関係における暴力)**も適切に違法と見做していくことなど、**現実として包括されている状態**を作り、「対応をする」ことを明文化して取り組む必要があると考えます。

○挿入は現在男性性器に限られていますが、挿入されたものが男性性器とそのほかの指や器具などで被害の影響に差が生じているのでしょうか？

被害についての影響についてを一律に提示することは出来ませんが、本日提出させていただいた資料にもあるように、そもそも、**男性器か否かという括り自体が曖昧なものである**ということが前提としてあると思います。

前回の改正時質疑において、男性器挿入による密着性の問題が取り上げられ、密着度合いによって精神的負荷が高いものとして男性器の存在が挙げられましたが、例えば身体を抱きしめる形で背後から異物や腕などを挿入された場合、その密着度はどの程度の精神負荷があると考えられるのでしょうか？

割り箸を大量に突っ込まれたり、カッターナイフを入れられたらどうでしょうか。これらは実際にあったケースです。

現状の法の定義では男性器の挿入をより加重される量刑である強制性交等罪と位置付けていますが、そこに**男性器が介入していなければいけない理由は存在しない**ということが言えると思います。また、男性器挿入には「妊娠」というリスクが伴うこともよく言われますが、そもそも、**本犯罪の要件に口腔、肛門という客体を追加している以上、妊娠という一点を持って男性器という存在の意義を語ることは不可能**であると考えています。

結局、影響に差が生じるか、という問いに関しては、ケースによってそれぞれの身体的精神的負荷は変わるが、「影響がある」という一点において、何も変わらないということが言えると思います。

○現在の、膣・肛門・口腔への陰茎の挿入という性交等の範囲では、具体的にどのような被害が落ちてしまっているのでしょうか。また、法律がどのように変わると、トランスジェンダーなど、現在の改正でも手が届いていない被害に届くようになるのでしょうか。

陰茎というものがどういったものであるかという定義の問題として「**いわゆる男性器に近似しているか否か**」という条件がありますが、そもそもその「**いわゆる男性器**」とは何かということが、とても曖昧なものであるという現実を見逃している点です。

また、性被害が**男性器の介入によってしか定義されない状況がそもそも、様々な被害を不可視化**するものであると思います。

「当たり前の性交」「当たり前の性器」そうした社会的な規範から、法律がまず脱却する必要性があり、それが出来るのであれば、トランスジェンダーのみならず、あらゆる性被害サバイバーにとって使いやすい法に近づくものと思っています。

○トランスジェンダーの身体について、参考となる論文や図書がありましたら教えてください。

人間の性とは何かー性教育学講座（ミルトン・ダイヤモンド、アーノ・カーレン著）

…トランスの身体に特化しているということではありませんが、人間の性に関して、性科学の視点から体の構造や性行動、SOGIESCに関わる基礎的な事柄について書かれている良書であると思います。

性別違和・性別不合へ（針間克巳著）

…DSM5で「性別違和」、ICD-11で「性別不合」に名称を変えた「性同一性障害」について、その変更点や脱病理化、特例法やガイドライン、保険適用など、様々な視点から長年トランスジェンダーの治療をしてきた精神科医師として書かれている本です。

また、スライド内にてお示しする画像の出典などもご参照ください。

○性的マイノリティに限らず、手指や器物の挿入に関して考えることがありましたら教えてください。

**SOGIESC（Sexual Orientation, Gender Identity / Expression and sex characteristics：性自認、性的指向、性表現、性的特徴）に関わらず、昔から手指器具による性被害は発生**しています。

しかし、いわゆる妊娠という事象や、女性を「家」の所有物としての価値におく前世的考えから「**男性器による犯罪**」いわゆる「**性交**」の罪としてきたものが「**強姦罪**」というものであったらと思います。

しかし、現在この「**性交の罪**」という名目が「**性暴力の罪**」として定義づけられ始めたと思います。

そして、その性暴力の罪であるに、日本という国は手指器具を含めないのか、という論点も必要になります。

例えば戦時下における性暴力として、女性器の破壊を目的としたものがあります。

村を侵略するときにはまず女性の生殖機能を潰すことをすると、その村での戦闘威力が下がり、一番コストの低い制圧方法であるという話も聞かれます。そうした中で、コンゴにおいて性暴力サバイバーの治療をする医師がノーベル平和賞を受賞したことも記憶に新しいと思いますが、日本の法律では、こうした暴力のどれくらいの割合を「強制性交等罪」として適用することができるのでしょうか。

また、こうしたケースも含めて考えれば、そもそも「性交」に関する罪であるとする「強制性交等罪」という名称自体を改め、「性暴力罪」とする必要があると考えています。

○性犯罪として立件されにくい状況として、性風俗の現場で起きる被害や、ハッテン場など性行為を行うことを目的としている場での被害があるように思いますが、そうした場での不同意性交にはどのような特徴がありますか。（どのような要件があると、そうした被害にも手が届くと思いますか）

レイプシールド法が必要であると思います。

被害にあった人の性的経験や職業などを合意要件としないことによって、現状のような状態は改善されるものと思っています。

特に、性風俗に関しては明確にルールが提示されているものであり、そのルールに適用する範囲でのサービス提供をしているにも関わらず、ルール外のことを強要されたというようなケースでは明らかに性暴力となるはずですが、それが現状はされません。

裸の人間ならレイプをしてもいい。そんなことは許されるはずがありません。

また、性風俗やハッテンなどにいる多くの人々が、自らがその場にいたことを開示することが難しい状況にあると思います。性風俗で働く人も、そこで働いていることを近い人にさえ言っていないもしくは数少ない人にしか言っていないという場合も多く、まさに、法廷で自らの職業や性経験を問題視されるリスクというのは、当事者から声を上げる力を奪うものであると思います。

○内閣府などセクシュアリティを問わずに調査した結果に比べて、性的マイノリティは性暴力被害の遭遇率が高いことが知られていますが、その理由についてどのようにお考えでしょうか。また、遭遇率が高いにも関わらず、ほとんどが警察に届出られていない理由について、考えているところを教えてくださいと有難いです。

一つの大きな要素は、「被差別者」であることだと思います。

差別構造というものは加害者にとってとても利用しやすいものです。例えば「レズビアンであるということ」それを社会的な弱みと認識される社会においては「加害をしても訴えられるリスクが少ない」という加害者意識に直結します。また、自ら

のアイデンティティを隠さなければいけないという状況下にある人たちにとって、自らのアイデンティティを肯定的に感じている人ばかりではないことを思えば、そうしたアイデンティティを否定することで自尊心を傷つけたり、それらを利用して性暴力を行うことで、ある意味では「簡単に」人を支配することができる、という構造も生まれやすくなります。

**社会の意識というのは、いつも加害に利用されます。**例えば、「本当の男なら」「本当の女なら」たったそれだけの言葉が、当事者から声を奪うこともあります。自らのアイデンティティをカムアウトするということは、当事者にとって大変なことですし、その影響も大きくあります。セクシュアリティやジェンダーアイデンティティの矯正という名目で加害が行われることもあります。それらも含め、**性的マイノリティに対する「嫌悪」が、加害行為の元となることは、とても多くあります。**

○今回、夫婦間での性暴力を意見として挙げている委員もおりますが、性的マイノリティのパートナー同士の性暴力被害について、教えていただけますと有難いです。

夫婦間やカップル間など、いわゆる一般の被害同様、性的マイノリティ同士であっても暴力行為は発生します。

それらがなかなか可視化されないことには、まず**性的マイノリティ同士のパートナーの関係性**というものが、**法的に定義づけられていないという点があります。**関係性が**法的に定義づけられない**ということは、なかなか声を上げることに直結しません。

また、両者の関係性を認識している人の絶対数が少ないことにより、相談相手の少なさも重要な点として挙げられます。何かの時に助けを求められる人がいるということは大切なことですが、その人数が少なく、いる場合にもコミュニティが狭い中で、加害者との共通の知り合いが多くなりがちで、安全が保ちにくいということも散見されます。

DV法が現在配偶者要件によって同性パートナーを事実上排除しているような状態が続いています。こうした**狭い範囲を特化するのではなく、IPV（親密な関係における暴力）のような形で定義**していただくことが求められると思います。「配偶者」と明記する必要があるとしても、「配偶者や、親密な関係性における」と、より包括する範囲を広げて記載していただけるようお願いいたします。